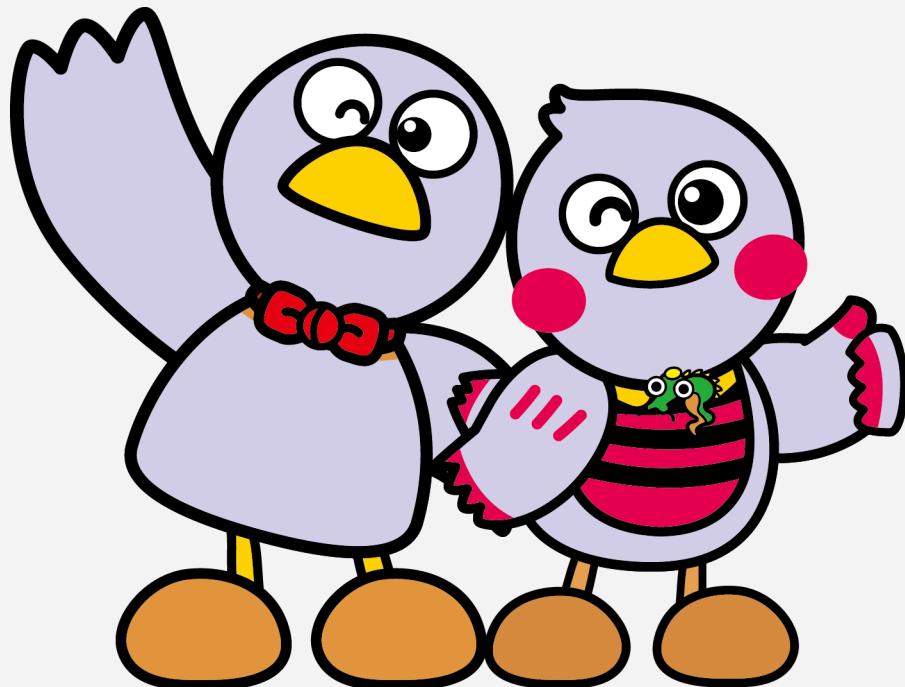


埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

<県内私立全日制高等学校用>

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るために、国の就学支援金に独自で上乗せし、学校と連携して学費軽減の補助を実施しています。



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者※がともに埼玉県内に在住

埼玉県内の
私立全日制高校に在学

所得要件(P2)
を満たしている

※ 「保護者」は原則生徒の親権者ですが、親権者が不在の場合など例外もあります。詳しくは在籍する学校へお問い合わせください。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

入学金	100,000円（1年生のみ）					
施設費等 納付金	全額	200,000円				
	全額					
授業料	396,000円	396,000円	396,000円	268,200円	268,200円	
				118,800円	118,800円	118,800円
合計	1年生 ○授業料……全額 ○施設費等…全額 ○入学金 100,000円	696,000円 596,000円	496,000円 396,000円	487,000円 387,000円	387,000円	118,800円
補助区分	生活保護受給・ 家計急変（P3参照）	基準A	基準B	基準C	基準D	県：対象外
目安年収	生活保護を受給	約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円

目安年収はモデル世帯（夫婦片働き・子供2人（うち高校生1人、中学生1人））の場合

- ※ 各補助区分の所得基準については、下部「所得基準」をご覧ください。
- ※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。
- ※ 埼玉県学事課のHPに、より詳しい収入の目安を掲載しています。また、判定額の試算表も掲載しています。

所得要件の判定

所得要件の判定には、課税所得等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

- ① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

$$\text{【判定額】} = \text{【(市町村民税の)課税標準の額※】} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額※】}$$

- ※ ただし、平成18年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合、保護者のうち課税標準額が大きい方を以下の式で算出
$$((\text{市町村民税の})\text{課税標準の額※} - 33万円) \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額※】}$$
- ※ 課税証明書で確認ができます。（ただし、額の記載がない市町村があります。）（P5 Q4を参照）
- ※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。
- ② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。
- ③ 合算した判定額に応じて、所得基準に当てはまるかを確認してください。

所得基準

各補助区分の判定に用いる所得基準は以下のとおりです。（判定額を用います。）

補助区分	所得基準	目安年収（モデル世帯）
基準A	保護者全員の判定額の合計が 3ページの表の金額未満	約500万円未満
基準B	保護者全員の判定額の合計が 113,700円以上、154,500円未満	約590万円未満
基準C	保護者全員の判定額の合計が 154,500円以上、162,300円未満	約609万円未満
基準D	保護者全員の判定額の合計が 162,300円以上、212,700円未満	約720万円未満
生活保護受給	生活保護を受けていること	—

※ 判定額が304,200円未満であれば、国の高等学校等就学支援金の対象となる場合があります。（P6を参照）

基準A区分の判定額

基準A区分については、税法上の扶養親族数により所得基準の金額が異なります。

対象となるのは、令和3年12月31日時点で19歳未満であった被扶養者の人数です。

16歳以上19歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
16歳未満 扶養親族数	0人	113,700		115,600	133,000
	1人		129,300	141,900	154,500
	2人	138,000	150,600	163,200	175,800
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800
					218,400

例：18歳を2人、15歳と12歳を1人ずつ扶養している場合

(判定額の合計の上限金額)

16歳以上19歳未満が2人、16歳未満が2人となるため、保護者全員の判定額の合計が150,600円未満であれば基準Aとなります。

※ 就学支援金の受給額によって、授業料の補助上限額が387,000円になる場合があります。

家計急変世帯の要件

以下のA又はBの要件を満たした場合、家計急変世帯として補助を受給できます。

※ 家計急変世帯の補助上限額は、授業料と施設費等納付金が実際の負担額全額、入学金が10万円です。

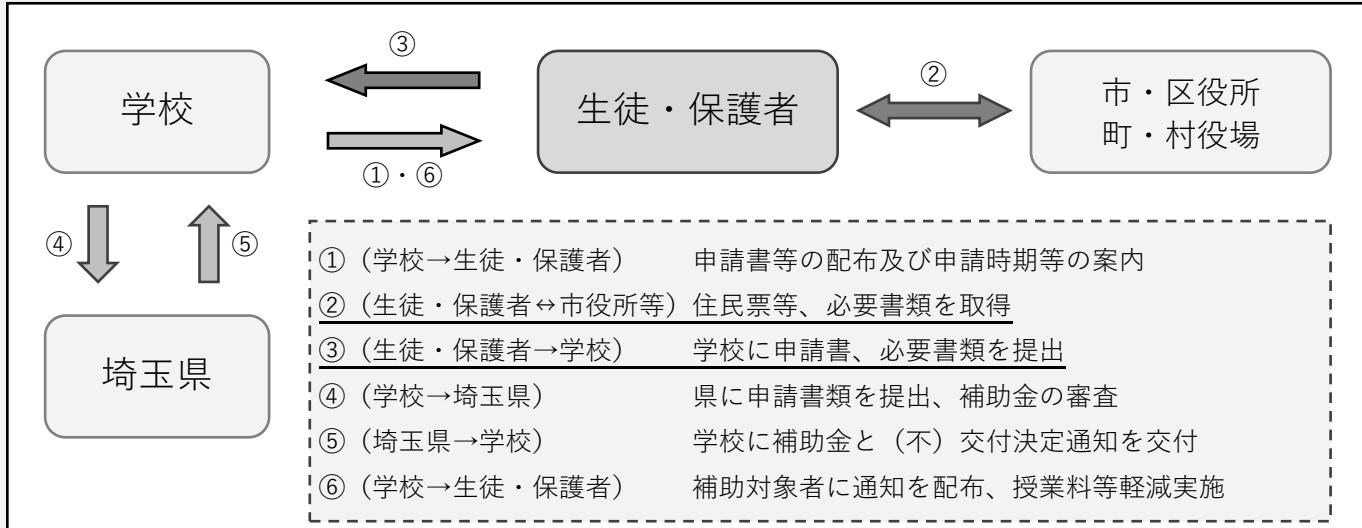
	要件
A	<p><u>以下の1～3のすべてを満たしている</u></p> <p>1 保護者のうち、令和3年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当している</p> <p>2 失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している 失職・・・令和3年12月31日～令和4年12月30日（離職年月日等） 死亡・離婚等・・・令和4年1月1日～令和4年12月31日</p> <p>3 保護者のうち令和3年中の所得の少ない方の令和4年度市町村民税から計算した判定額が基準A～基準Dに該当している</p>
B	<p><u>次の1又は2を満たす</u></p> <p>1 令和4年1月～令和4年12月の年間の世帯所得が、令和3年1月～令和3年12月の1年間と比較して半分以下に減少した</p> <p>2 令和3年中の所得の多い方の保護者について、令和4年1月～令和4年12月の年間の所得が、令和3年1月～令和3年12月の1年間と比較して半分以下に減少した</p> <p>※ 1又は2のいずれの場合も、令和4年1月～令和4年12月の年間所得を基に算出した、保護者全員の判定額の合計が基準A～基準Dのいずれかに該当するなど、一定の要件があります。</p>

※ A、Bともに、年度内に申請していただく必要があります。申請の締切は学校ごとに定めているため、該当する可能性がある場合、まずはお通りの学校にご相談ください。

※ 補助金申請後に家計急変世帯に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯の要件を満たさなくなった場合には、お通りの学校に早急にご連絡ください。

手続きの流れ

補助金の申請や生徒・保護者への交付は、全て学校を通して行います。



提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票（続柄が記載されたもの） ※ マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
3	生活保護受給証明書、課税証明書、戸籍謄本など その他必要と認められる書類	生活保護世帯、家計急変世帯など ※ 詳細は学校にお問い合わせください
4	課税証明書や特別徴収税額の決定通知書など、税法上の扶養親族数が確認できる書類 ※ 住民票に記載のない19歳未満の被扶養者がいる場合は、その被扶養者の健康保険証も提出してください。	扶養親族数の関係で基準Aに当たる可能性がある世帯（P3参照）

- ※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口に提出してください。
- ※ 就学支援金を申請していない場合は、所得要件の判定に必要なため、保護者（親権者）全員の令和4年度課税証明書を提出してください。
- ※ 本事業で取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

補助金の支給時期・支給方法について

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

よくあるご質問

Q 1 自分で区分を判定できませんが、申請できますか？

A 1 補助区分の判定は、就学支援金の申請情報を利用して埼玉県が審査します。ご自身で判定できなくとも申請いただけます。審査の結果については学校から案内があります。

Q 2 目安年収とは収入ですか？所得ですか？

A 2 モデル世帯における収入（各種控除前の収入金額）です。しかし、収入はあくまで目安であり、実際の審査は住民税の課税所得に基づいた判定額を用います。詳細は2～3ページを確認してください。

Q 3 保護者が変わったときや修正申告をしたときに補助金の手続きは必要ですか？

A 3 保護者の変更や修正申告により、補助区分が変更となる場合があります。変更後の状況で再度審査を行う必要がありますので、保護者の変更の内容や、修正申告を行った旨を速やかに学校にご連絡ください。

Q 4 課税証明書以外に、課税標準や調整控除の額が確認できる書類はありますか？

A 4 保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額、調整控除額を確認できます。

Q 5 保護者が単身赴任しており、埼玉県内に住んでいないが、対象となりますか？

A 5 保護者が県外に居住していたとしても、単身赴任（海外も含む）や、介護又は長期入院によるものである場合には例外的に対象となる場合があります。

Q 6 家計急変世帯の要件を満たす場合、申請手続きはどのように行いますか？

A 6 申請は学校を通じて行います。また、家計急変の事由ごとに提出書類が異なります。まずは家計急変世帯として申請をしたい旨を学校にご相談ください。

Q 7 税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

A 7 収入の申告をしていない場合、審査に必要な地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や給与収入のみであっても勤務先で年末調整をしていない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

Q 8 年度途中の転退学や県外への転居があった場合、補助金の扱いはどうなりますか？

A 8 対象の学校に在籍した（又は県内に在住していた）月数分の月割計算をして支給されます。年度途中で県内に引っ越してきた等、新たに要件を満たすようになった場合も、それ以降の分について月割で対象になります。なお、補助対象の入学金は月割りされません。

本事業以外の補助制度について

父母負担軽減事業補助金のほか、以下の事業を行っています。

高等学校等就学支援金

内 容：高等学校等の授業料への補助金

所得要件：年収約910万円未満の世帯

申請時期：4～5月頃

奨学のための給付金

内 容：授業料以外の教育費（教科書代等）の支援

所得要件：道府県民税・市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護受給世帯

又は家計が急変し、令和5年度の道府県民税・市町村民税所得割が非課税

相当の収入まで落ち込んだ世帯

申請時期：7月頃

被災児童生徒授業料等減免事業補助金

内 容：東日本大震災等の大規模災害によって被災した生徒の授業料等への補助金

所得要件：年収約590万円未満の世帯

申請時期：9月頃

- ※ 申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。
- ※ 各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。
- ※ 当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ

申請に関することは、各学校へお問い合わせください

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

(平日：午前8：30～午後5：15)

※7/22～11/29の期間は、048-711-1666

におかけください。



その他よくあるお問い合わせはこちらへ

埼玉県 授業料軽減 検索

埼玉県HP
「学費補助制度に関するQ&A」